

諮問番号：令和元年度諮問第1号

答申番号：令和元年度答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は審査請求人に対し、平成30年7月13日付け平成30年度国民健康保険税納税通知書により、地方税法（昭和25年法律第226号）及び三木市国民健康保険税条例（昭和34年三木市条例第16号。以下「本条例」という。）の規定に基づき審査請求人の平成30年度国民健康保険税額を151,800円とする賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った旨通知した。

2 審査請求

審査請求人は、平成30年9月21日、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書及び口頭意見陳述聴取結果記録書の記載によると、審査請求人が本件審査請求を行った理由は次の5点である。

- (1) 年金が引き下げられる中、国民健康保険税が大幅に引き上げられ生活が成り立たないので、国民健康保険税を引き下げて欲しい。
- (2) 担税能力のない者にまで国民健康保険税を負担させるべきで

ない。

- (3) 70才から74才までの医療費窓口負担割合を2割から1割に引き下げて欲しい。
- (4) 国民健康保険は他の医療保険に比して所得における保険料負担率が高く、医療保険制度において法の下での平等が確保されていない。
- (5) 本条例を改正して国民健康保険税率を引き上げる際、市は納得のいく説明をしておらず、説明責任を果たしていない。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は地方税法第703条の4、第703条の5並びに本条例第1条、第2条、第3条、第5条及び第17条の規定に基づき適正に行ったものである。
- (2) 70才から74才までの医療費の窓口負担は、平成18年の国民健康保険法等改正により平成20年4月から2割負担とされながら特例措置で1割負担とされていたところ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第142号）により世代間の公平の観点から見直しがなされ、平成26年4月1日以降新たに70歳になる者から2割負担となったものであり、このことは国民健康保険だけでなく全ての医療保険加入者にあてはまる。
- (3) 国民健康保険税の税率等については、三木市では三木市国民健康保険運営協議会の答申に基づき市長が定めた案を市議会の議決により決定している。平成30年度の三木市国民健康保険税の保険税率等の見直しは、平成20年度以来10年間税率を据え置いて加入者の負担を抑えてきた結果、医療費の増加を賄えるだけの国民健康保険税を確保できない状況となったため、上記のような手続を経て行ったものである。
- (4) よって、本件処分には、違法、不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 国民健康保険の課税額は、本条例第2条第1項の規定により基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされるところ、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の算定に必要な基礎控除後の総所得金額、被保険者数については争いがなく、これらの税額は、本条例第2条ないし第5条の規定に従って適正に算定されたものと認められる。また、審査請求人は、介護納付金課税額算定の対象ではない。
- (2) 審査請求人の平成30年度の国民健康保険税の額は、上記のとおり、適正に算定された基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を合算した額であり、本条例に基づき適正に算出したものと認められる。
- (3) 審査請求は、行政庁が行った個々の処分の違法性及び不当性を審査する制度であり、処分の前提となる法令や条例の相当性は審査の対象とはならないが、審査請求人の主張は、国民健康保険に関する法令や本条例が不当であるとの主張であり、審査の対象ではない。
- (4) 以上から、審査請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとはいえず、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却される

べきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成31年4月3日 諮問

平成31年4月15日 調査審議

平成31年4月19日 審査請求人に対し主張書面の提出を求める通知

令和元年5月28日 調査審議

令和元年7月26日 調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対して賦課された平成30年度国民健康保険税額は、当審査会における検証を通じても、地方税法第703条の4、第703条の5並びに本条例第1条、第2条、第3条、第5条及び第17条に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点があるとは認められなかった。
- (2) 審査請求人は、本件処分の取消を求めているが、上記第3、1記載の審査請求人の主張(1)は、要するに本条例第5条所定の税率が高すぎるという趣旨と理解されるところ、行政不服審査法における審査は個々の行政処分の違法性又は不当性を審査するものであり、条例そのものの不当性はそもそも審査の対象外である。

次に、審査請求人の主張(2)について、審査請求人に賦課された平成30年度国民健康保険税額が地方税法第703条の4、第703条の5並びに本条例第1条、第2条、第3条、第5条及び第17条に基づき適正に算定されたと認められることは上

述したとおりである（なお、付言しておく、本条例には担税力がない者の国民健康保険税を減免する規定が設けられている（本条例第20条））。

また、審査請求人の主張(3)は、国民健康保険法第42条第1項所定の一部負担金の割合の変更を求めるものであるが、既に述べたとおり、行政不服審査法における審査は個々の行政処分の違法性又は不当性を審査するものであり、法律そのものの不当性（又は国（市）の政策面での要望）は審査の対象外である。

更に、審査請求人の主張(4)について、審査請求人に賦課された平成30年度国民健康保険税額が地方税法第703条の4、第703条の5、本条例第1条、第2条、第3条、第5条、第17条に基づき適正に算定されたと認められることは上述したとおりであるし、法令や条例そのものの不当性は審査の対象外である。

最後に、審査請求人の主張(5)であるが、それが本件処分の違法性又は不当性を問題とするものでないことは明らかであるから、これも当審査会の審査の対象外である。

(3) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないと認められるので、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和元年9月4日

三木市行政不服審査会

会長 東 泰弘

委員 藪内 正樹

委員 岡田 順子